

第2回 戦没者遺骨鑑定センター運営会議

日 時：令和2年12月8日（火）14:00～15:00

開催方法：Web 開催

【議題】

- ・ 戦没者遺骨鑑定センターにおけるDNA鑑定の進め方について

戦没者遺骨鑑定センターにおけるDNA鑑定の進め方について

資料

1. 所属集団判定会議について

<判定の進め方>

- 所属集団の推定については、検体ごとにSTR型を基本とした分析結果を踏まえた判断を行い、当該検体が埋葬されていた場所の状況（埋葬地名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない等）の判断を加味して、「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「次世代シーケンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」のいずれかの判定を行う。
- 次世代シーケンサによるSNP分析で判定が不能なものは、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等を総合的に勘案して判断し、「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「判定不可」のいずれかの判定を行う。
 - ※ 「日本人の遺骨である」と判定された場合には現地で焼骨・慰霊を行った上で検体以外の部位を収集し、「日本人の遺骨である可能性が低い」又は「判定不可」と判定された場合には返還に向け相手国との協議を実施する。
- 判定結果は、所属集団判定会議毎に議事要旨を公表する。
- 戦没者の遺骨収集に関する有識者会議に、それまでに開催した所属集団判定会議の議事概要を報告する。

<会議の開催頻度>

- 所属集団判定会議DNA鑑定分科会は、月2回程度開催し、1回に5埋葬地程度、150検体程度の判定にむけた整理を行う。
 - ※ 所属集団判定会議DNA鑑定分科会は、所属集団判定会議の下で、DNAの分析結果を踏まえた判断の整理を行う。
- 所属集団判定会議は3ヶ月に1回程度開催し、それまでにDNA鑑定分科会にて議論されたものの判定を行う。
 - ※ 既に収集してデータのある遺骨（約8600件）については、3年程度でデータベースを参照した判定を終えることを目指す。
- 新たに検体のみを持ち帰った遺骨について、DNA分析の結果が出次第、優先して判定を行う。

2. 分析施設の設置について

- 収集した遺骨のSTR型を基本とした分析等を加速化するため、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）の他に、厚生労働省自らがDNA分析・DNA鑑定を行えるよう、分析施設の設置を検討する。

3. 身元特定DNA鑑定会議について

- 今後も引き続き、遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を実施する。これまでと同様に3ヶ月に1回程度開催する。

○ 所属集団の判定は、戦没者の遺骨について、DNA鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かの判断を行う。具体的には、以下の手順で判定を行う。

1. WEB上の国際的データベースを参照した所属集団の推定

① STR型を基本とした分析 (Y-STR、ミトコンドリアDNA) 結果を踏まえ、国際的に利用されているWeb上のデータベース (YHRD、EMPOP) を参照してデータを分析し、Y染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループ (※) を参考に、検体ごとに「日本人の蓋然性が高い」「日本人の蓋然性が低い」「判定不可」のいずれかを判断。

※ 遺伝子同士の組み合わせのことを「ハプロタイプ」といい、よく似た「ハプロタイプ」の集団のことを「ハプログループ」という。

➔ 「①STR型を基本とした分析結果による検体ごとの判断の目安」

② ①の検体ごとの判断に加え、当該検体が埋葬されていた場所の状況 (埋葬地名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない等) の判断を加味した上で、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等の情報を総合的に勘案して「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「次世代シーケンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」のいずれかの判定を行う。

➔ 「②埋葬地・収容地の性格区分に応じた判断の目安」

2. 次世代シーケンサによるSNP分析で所属集団の推定

検体ごとに、「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「判定不可」のいずれかの判定を行う。「判定不可」の遺骨については、「専門家による総合的な判定」を行う。

3. 専門家による総合的な判定

検体ごとに、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等を総合的に勘案して判断し、「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「判定不可」のいずれかの判定を行う。

①STR型を基本とした分析結果による検体ごとの判断の目安

- 検体ごとに、Y染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループを参考に、WEB上の国際的データベースと一致したハプロタイプや地域（メタポピュレーション（※））も参考に判断する。
 - ※ メタポピュレーション：地域や言語、文化等を共有する集団。

- 国際的データベースを参照した結果から、埋葬地等が位置する地域（北方地域・南方地域）の状況を踏まえ、検体ごとに「日本人の蓋然性が高い」「日本人の蓋然性が低い」「判定不可」のいずれかの判断を行う。

具体的には、北方地域の場合は、現地の人アジア系のDNAを持っている蓋然性が極めて低い一方で、南方地域では、現地の人もアジア系のDNAを持っていることから、地域によって判断の仕方を分け、北方地域はハプログループが「東アジア系」であれば「日本人の蓋然性が高い」と、南方地域はハプログループが「東アジア系」の中でも「日本人特有」のものであれば「日本人の蓋然性が高い」と判断する（※）。

 - ※ 前頁及び5頁にあるとおり、この検体ごとのSTR型を基本とした分析結果に加え、当該検体が埋葬されていた場所の状況（埋葬地名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない等）の判断を加味した上で、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等の情報を総合的に勘案して「日本人の遺骨である」か否かの判定を行う。

- Y染色体は1つの細胞に1つしかないが、ミトコンドリアDNAは1つの細胞に数百から数千もある。ミトコンドリアDNAは、Y染色体と比較してDNAの劣化を免れてDNAの型が出る場合が多いため、所属集団を調べるに当たってミトコンドリアDNAの方がY染色体よりも科学的根拠となる判断ができる。

そのため、Y染色体の結果がミトコンドリアDNAの結果を否定しない限りは、ミトコンドリアDNAの結果で判断する。

ただし、その場合は、女性が含まれている可能性に留意する。

- 以上の内容を図示すると、次ページのとおり。

北方地域		Y染色体		
		東アジア系	東アジア系以外	DNA型が出ない (※5)
ミトコン ドリア DNA	東アジア系	日本人の蓋然性が高い	判定不可	日本人の蓋然性が高い
	東アジア系以外	判定不可	日本人の蓋然性が低い	日本人の蓋然性が低い
	DNA型が出ない	判定不可	判定不可	判定不可

南方地域		Y染色体		
		東アジア系	東アジア系以外	DNA型が出ない (※5)
ミトコン ドリア DNA	日本人特有	日本人の蓋然性が高い	判定不可	日本人の蓋然性が高い
	東アジア系 (日本人特有を除く)	判定不可	判定不可	判定不可
	東アジア系以外	判定不可	日本人の蓋然性が低い	日本人の蓋然性が低い
	DNA型が出ない	判定不可	判定不可	判定不可

☆区分の目安

・ Y染色体

日本人を含む東アジア系：ハプログループがC,D,O (,N,Q) ※1 ※4

・ ミトコンドリアDNA

日本人を含む東アジア系：ハプログループがA,B,C,D,F,G,M7,M8,M9,N9,Z (,Y,M10 ,M11 ,M13 ,R11) ※2 ※4

日本人特有：ハプログループがM7a,N9b ※3

・ ハプロタイプが一致した国や地域 (メタポピュレーション) も参考に判断する。

※1 Naitoh et.al (2013)。頻度が低いハプログループを () で記載。

※2 Yamamoto et.al (2020)。頻度が0.5%未満のハプログループを () で記載。

※3 日本人における発生頻度(Yamamoto et.al (2020))：M7a 7.3%、N9b 2.2%

EMPOPにおけるHV1 (16024-16365)、HV2 (73-340) の範囲内の定義

M7a：16209C 16223T 73G 263G 315.1C (L3f、M17も同じ定義) N9b：16189C 16223T 73G 263G 315.1C

※4 () で記載されている頻度の低いハプログループについては、特に注意して判断を行う。

※5 YHRDでハプログループが「-」のものも便宜的に含むこととするが、地域 (メタポピュレーション) も参考に総合的に判断する。

②埋葬地・収容地の性格区分に応じた判定の目安

- STR型を基本とした分析結果から検体ごとの大まかな所属集団は分かるものの、「日本人の遺骨である」か否かを確定的に判断するためには追加の情報が必要となる。

そのため、検体ごとのSTR型を基本とした分析結果に加え、当該検体が埋葬されていた場所の状況（埋葬地名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない等）を加味した上で、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等の情報を総合的に勘案して「日本人の遺骨である」か否かの判定を行う。

以上を踏まえても、「日本人の遺骨である」と判定するためには、更なるDNAの分析が必要なものについては、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施し、その結果を踏まえ、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等の情報を総合的に勘案し判定を行う。

- 具体的には、以下のとおり。
 - ・ 埋葬地等から収容した全ての検体のSTR型を基本とした分析結果を踏まえて、埋葬地等としての性格区分を判断する。
 - ・ 名簿等から日本人以外が含まれていない場合には、形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等の情報を総合的に勘案した上で、基本的には、「日本人の蓋然性が高い」遺骨は「日本人の遺骨である」と判定、「判定不可」の遺骨は次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施、「日本人の蓋然性が低い」遺骨は「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定する。
 - ・ それ以外の場合には、基本的には、「日本人の遺骨である」と判定するためには更なるDNAの分析が必要であるため、「日本人の蓋然性が高い」遺骨及び「判定不可」の遺骨は次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施する。「日本人の蓋然性が低い」遺骨は「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定する。
 - ・ 上述のいずれの場合でも、STR型を基本とした分析の結果で「日本人の蓋然性が低い」遺骨が多い埋葬地等であれば、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定して個別の事情を踏まえた対応を検討する。また、STR型を基本とした分析の結果で「判定不可」の遺骨が多い埋葬地等であれば、当該埋葬地等自体が「日本人を主体とした埋葬地・収容地」とは判断できず、どのような埋葬地等なのかが「不確定」であるため、当該埋葬地等における全ての検体について次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施する。
- 以上の内容を図示すると、次ページのとおり。

埋葬地・収容地の状況	STR型を基本とした分析結果による埋葬地・収容地の性格区分	対応
名簿等から日本人以外が含まれていない場合	日本人を主体とした埋葬地・収容地 「日本人の蓋然性が高い」遺骨が多く、 「日本人の蓋然性が低い」遺骨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の蓋然性が高い」遺骨は、「日本人の遺骨である」と判定する ・「判定不可」の遺骨について、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施
	日本人を主体としているが、一部日本人である可能性が低い遺骨も入った埋葬地・収容地 「日本人の蓋然性が高い」遺骨が多いが、 「日本人の蓋然性が低い」遺骨が含まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の蓋然性が高い」遺骨は、「日本人の遺骨である」と判定する ・「判定不可」の遺骨について、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施 ・「日本人の蓋然性が低い」遺骨は、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定し、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施しない
	日本人を主体とした埋葬地・収容地ではない 「日本人の蓋然性が低い」遺骨が多い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定するが、個別の事情を踏まえた対応を検討
	不確定 「判定不可」の遺骨が多い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての遺骨について、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施
それ以外の場合	不確定 「日本人の蓋然性が高い」遺骨が多く、 「日本人の蓋然性が低い」遺骨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての遺骨について、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施
	不確定 「日本人の蓋然性が高い」遺骨が多いが、 「日本人の蓋然性が低い」遺骨が含まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の蓋然性が高い」遺骨及び「判定不可」の遺骨について、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施 ・「日本人の蓋然性が低い」遺骨は、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定し、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施しない
	日本人を主体とした埋葬地・収容地ではない 「日本人の蓋然性が低い」遺骨が多い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定するが、個別の事情を踏まえた対応を検討
	不確定 「判定不可」の遺骨が多い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての遺骨について、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施

※ 収容状況や遺骨収容地点、遺留品等を総合的に勘案し判定を行う。DNA鑑定や形質鑑定の結果、埋葬資料、遺留品等を総合的に勘案して、以上とは異なる対応とすることもある。

身元特定のためのDNA鑑定の実施状況 (令和2年10月末現在)

検体数 12,287 ※1	DNA抽出済み 10,666	身元が判明し遺族に返還した遺骨 1,181 ※2
		日本人でない遺骨 460 ※3 <small>*ロシア7事例</small>
		日本人でない可能性が指摘された遺骨 241 ※4 <small>*ロシア6事例、フィリピン1事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例</small>
		その他 ※5 8,784
		DNA未抽出 (今後実施予定) 1,621

- ※1 平成11年度以降、身元特定のために持ち帰った検体の総数。
- ※2 身元が判明し、今後、遺族へ引き渡す予定のものを含む。
- ※3 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例
- ※4 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2埋葬地、10検体の全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン1事例。「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。
- ※5 令和2年9月以降、日本人の遺骨であるかの確認を順次行っている。

第1回所属集団判定会議 議事要旨

<日時>

令和2年7月31日(金) 14:00~16:00

<場所>

T K P新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C

<出席者>

【構成員】(五十音順)

安達構成員、北川構成員、坂上構成員、坂構成員、篠田座長、竹中構成員、橋本構成員、山田構成員

【事務局】

辺見大臣官房審議官、泉援護企画課長、皆川事業課長、佐藤事業推進室長、橋本鑑定調整室長 他

<議題>

- 1 所属集団判定会議について
- 2 日本人遺骨の判定について
- 3 その他

<議事>

1 所属集団判定会議について

当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。

2 日本人遺骨の判定について

- ・国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(以下「判定基準」という。)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされた。

判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。

14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

第2回所属集団判定会議 議事要旨

<日時>

令和2年10月2日（金）14:00～16:00

<場所>

T K P新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C

<出席者>

【構成員】（五十音順）

安達構成員、北川構成員、坂上構成員、坂構成員、篠田座長、竹中構成員、橋本構成員、山田構成員

【事務局】

皆川事業課長、佐藤事業推進室長、橋本鑑定調整室長 他

<議題>

- 1 日本人遺骨の判定について
- 2 カザフスタン（第347収容所レニノゴルスク市）埋葬地の判定について
- 3 その他

<議事>

1 日本人遺骨の判定について

STR型を基本とした分析（Y-STR、ミトコンドリアDNA）結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース（YHRD、EMPOP）を利用して導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検討した。

2 カザフスタン（第347収容所レニノゴルスク市）埋葬地の判定について

上記1の検討した基準を踏まえ、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン（第347収容所レニノゴルスク市）埋葬地の14検体について判定を行った。

その結果、14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された。

第1回身元特定DNA鑑定会議 議事要旨

<日時>

令和2年7月29日（水）14：30～

<場所>

T K P新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C

<出席者>

【構成員】（五十音順）

浅村座長、梅津構成員、北川構成員、玉木構成員、堤構成員、中村構成員、橋谷田構成員、福井構成員、水口構成員、山田構成員、吉井構成員

【事務局】

辺見大臣官房審議官、泉援護企画課長、皆川事業課長、佐藤事業推進室長 他

<議題>

- 1 鑑定結果の確認について
- 2 その他

<議事>

1 鑑定結果の確認について

- 今回63件（遺族からの申請件数）について鑑定を行った。
- 血縁関係の判定を行ったものが52件。このうち、血縁関係が確認できるとされたものが3件。血縁関係の確認ができないとされたものが49件。
- その他、11件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確認することとなった。

（参考）今回鑑定した件数	63件（51件）
（1）血縁関係の確認ができた件数	3件（1件）
（2）血縁関係の確認ができなかった件数	49件（39件）
（3）今後鑑定結果の再確認を行うこととした件数	11件（11件）

※括弧内は、キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨との間で鑑定を行った件数である。

2 その他

冒頭、座長として浅村構成員、座長代理として山田構成員にすることが報告された。

第2回身元特定DNA鑑定会議 議事要旨

<日時>

令和2年9月29日（火）14:00～16:00

<場所>

T K P新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15C

<出席者>

【構成員】（五十音順）

浅村座長、浅利構成員、梅津構成員、北川構成員、玉木構成員、堤構成員、橋谷田構成員、水口構成員、山田構成員、吉井構成員

【事務局】

皆川事業課長、佐藤事業推進室長、橋本鑑定調整室長 他

<議題>

- 1 鑑定結果について
- 2 その他

<議事>

1 鑑定結果の確認について

- 54件について鑑定を行った。
 - 血縁関係の判定を行ったものが52件。このうち、血縁関係が確認できたものが3件。血縁関係が確認できなかったものが49件。
 - 2件については、より精度を高めた分析、DNA型の追加検査等が必要とされ、今後再確認することとなった。

（参考）今回鑑定した件数	54件
（1）血縁関係の確認ができた件数	3件
（2）血縁関係の確認ができなかった件数	49件
（3）今後鑑定結果の再確認を行うこととした件数	2件
- ※上記（2）の49件には沖縄県内で収容された遺骨（試行的取組）について鑑定を行った48件が含まれる。

2 その他

キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨との間で血縁関係が確認された1件（9月9日に戦没者の遺骨収集に関する有識者会議に報告済）について報告を行った。

戦没者の遺骨収集事業の概要

戦没者の遺骨収集事業の概要

概要

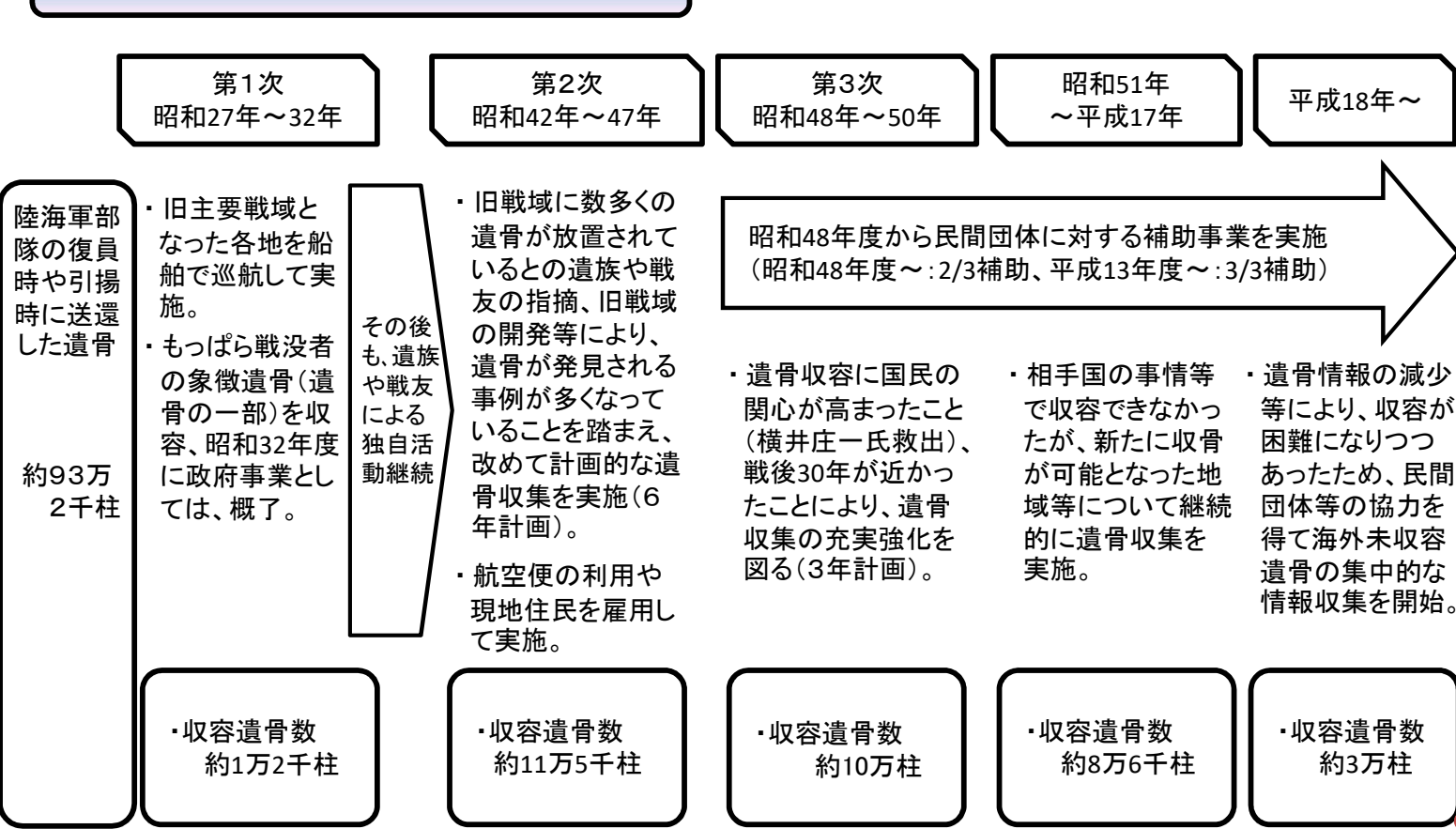
○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により収容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未収容遺骨（最大） 約59万柱

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和2年10月末現在

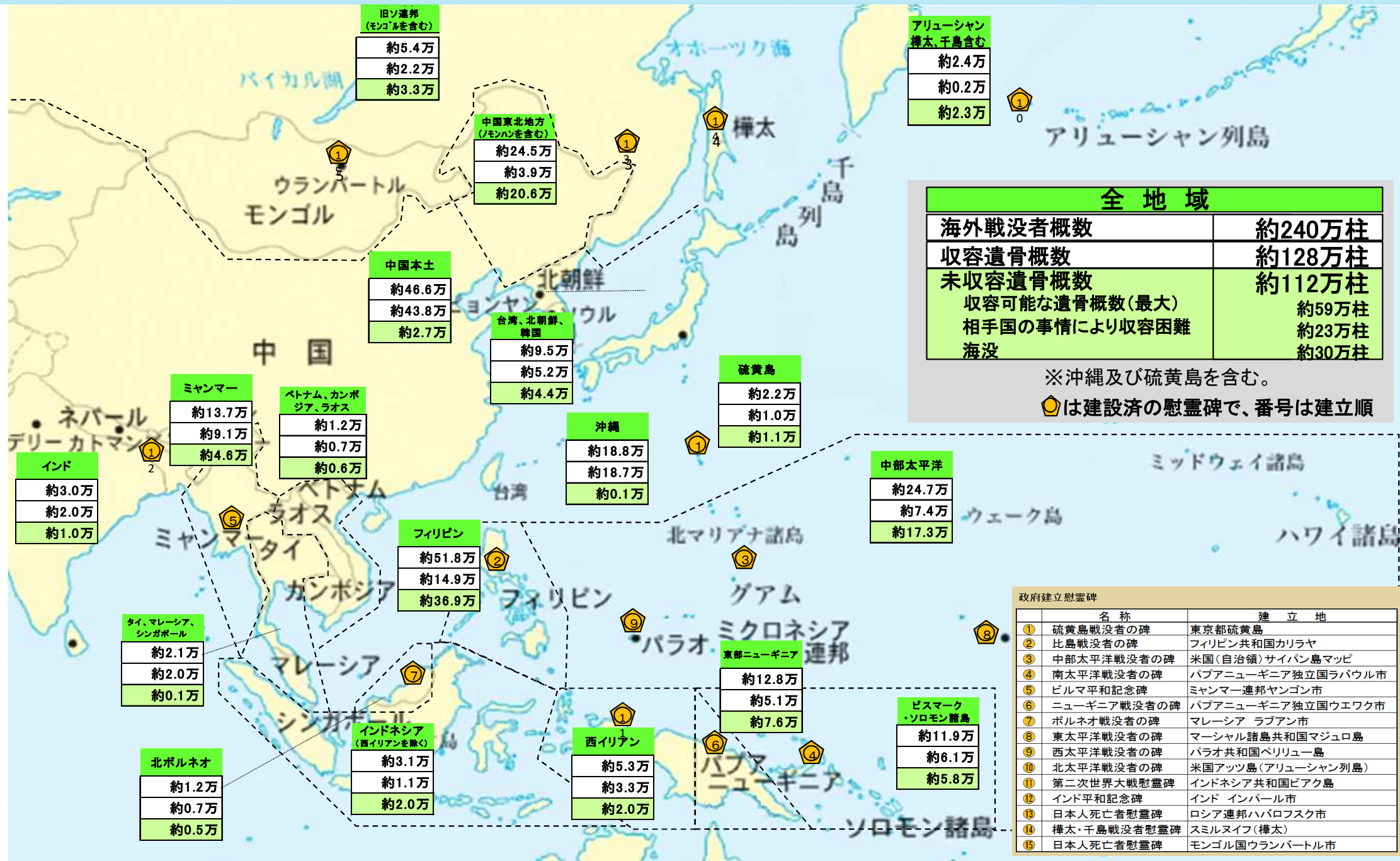
これまでの遺骨収集事業の推移



遺骨収容の作業風景
(上下ともにロシアの遺骨収容作業風景)



地域別戦没者遺骨収容概見図（令和2年10月末時点）



政府建立慰霊碑		
名称	建立地	
① 硫黄島戦没者の碑	東京都硫黄島	
② 比島戦没者の碑	フィリピン共和国カリラヤ	
③ 中部太平洋戦没者の碑	米国(自治領)サイパン島マツビ	
④ 南太平洋戦没者の碑	バブアニューギニア独立国ラバウル市	
⑤ ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦ヤンゴン市	
⑥ ニューギニア戦没者の碑	バブアニューギニア独立国ウエワク市	
⑦ ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	
⑧ 東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国マジュロ島	
⑨ 西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ベリリュウ島	
⑩ 北太平洋戦没者の碑	米国アッツ島(アリューシャン列島)	
⑪ 第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国ビアク島	
⑫ インド平和記念碑	インド インパール市	
⑬ 日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦ハバロフスク市	
⑭ 樺太・千島戦没者慰霊碑	スミルヌイフ(樺太)	
⑮ 日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国ウランバートル市	

※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、現地調査の計画

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和2年10月末時点）

地 域	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
【南方等戦闘地域の遺骨】					
硫黄島	19	17	42	11	30
沖 縄	30	7	18	59(※)	
中部太平洋	89	124	96	264	
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー	10	12	30		
北ボルネオ					
インドネシア(西伊アを除く)					
西イリアン					
フィリピン					
東部ニューギニア	112	91	42		
ビスマーク・ソロモン諸島	326	457	494	5	
インド		3			
千島・樺太・アリューシャン	7	18	2	7	
中国東北地方（ノモンハンを含む）	20				
中国本土					
台湾・北朝鮮・韓国	1				
ベトナム・カンボジア・ラオス					
その他	1				
地域不明	4	1			
南方等 小計(柱)	619	730	724	346	30

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

旧ソ連	267	209	112	61	
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	267	209	112	61	0
合計(柱)	886	939	836	407	30

※ 沖縄（令和元年度）は鑑定中のため暫定値。

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- 同戦略において、現地調査を加速化することとしたことを踏まえ、令和2年度における現地調査の派遣回数を昨年度からほぼ倍増することを計画。

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、
- 現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施し、その結果を踏まえ令和6年度までに遺骨収集を実施。

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
現地調査回数	16	24	32	26	59
	実績				計画

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- 場所及び名簿の情報がある62埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- 62埋葬地の名簿登載者数 4,497名

身元特定のためのDNA鑑定の実施状況 (令和2年10月末現在)

検体数 12,287 ※1	DNA抽出済み 10,666	身元が判明し遺族に返還した遺骨 1,181 ※2
		日本人でない遺骨 460 ※3 * ロシア7事例
		日本人でない可能性が指摘された遺骨 241 ※4 * ロシア6事例、フィリピン1事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例
		その他 ※5 8,784
		DNA未抽出(今後実施予定) 1,621

※1 平成11年度以降、身元特定のために持ち帰った検体の総数。

※2 身元が判明し、今後、遺族へ引き渡す予定のものを含む。

※3 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例

※4 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2埋葬地、10検体の全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン1事例。「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。

※5 令和2年9月以降、日本人の遺骨であるかの確認を順次行っている。

地域別保管検体数 (令和2年10月末現在)

収集地域	検体数
旧ソ連	7,096
モンゴル	633
樺太	80
ノモンハン	112
硫黄島	528
沖縄	738
フィリピン	40
インドネシア	36
タイ	2
インド	4
ミャンマー	102

収集地域	検体数
東部ニューギニア	280
ビスマーク・ソロモン諸島	823
マリアナ諸島	241
パラオ諸島	101
マーシャル諸島	73
ギルバート諸島(タラワ)	171
ウエーク島	6
トラック諸島	22
メレヨン島(ウォーレアイ)	6
ツバル	1
不明	11

合 計	11,106
------------	--------

※身元が特定され、ご遺族にお返ししたものを除く。
 ※米国大使館等から受領し収集地域が不明のものは、
 収集地域欄に「不明」と表記。

年度別身元特定のDNA鑑定の実績 (令和2年10月末現在)

年度	遺骨の鑑定数	遺族の鑑定数	(参考)鑑定機関数
平成28年度	318	481	11
平成29年度	202	191	11
平成30年度	330	397	11
令和元年度	768	502	12
令和2年度(※3)	1,232	477	12

※1: 鑑定数は依頼した年度に計上

※2: 再鑑定の件数を含む

※3: DNA抽出中のものを含む

令和2年度における戦没者遺骨収集事業の状況について

(コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

各国の入国制限等の現状

- 11月末時点、遺骨収集の対象国については、外務省の感染症危険情報は全ての国に対しレベル2(不要不急の渡航は止めてください)又はレベル3(渡航中止勧告)が発出されている。
- また、遺骨収集の対象国については、一部を除き、入国制限(入国拒否など)又は入国後の行動制限(14日間の自己隔離など)がかかっている状況。(レベル2の地域であっても、医療体制の問題から外国人の入国に厳しい国もある。)



これまでの派遣状況

11月末までに対応可能な以下の派遣を実施。

- 硫黄島遺骨収集等 → 6月以降11月末までに派遣者を絞るなどし調査派遣を12回、収集派遣を3回実施。収集派遣は壕内に入り密な環境で作業を行うことから渡島前にPCR検査を実施して対応。
- ハワイ遺骨受領 → 11月に入国制限が緩和(自己隔離免除)されたことから、同月、厚労省職員をハワイへ派遣し、DPAA研究所保管の遺骨(※)を受領。
※ キリバス共和国タラワ環礁で收容されたDPAA管理下の遺骨で、その後のDNA鑑定で身元が特定された戦没者遺骨2柱。



3月末に向けた取組み

- 国内の硫黄島の派遣を実施。沖縄への派遣についても条件が整えば実施を検討。
- 海外派遣は、感染症危険情報や入国制限等の状況を見ながら検討。派遣可能な場合には現地保管中の遺骨からDNA検体を採取し送還する派遣を優先して実施する方向で検討。
- 今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書による協議や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンラインでの協議を実施。

硫黄島、沖縄における戦没者遺骨収集について

○ 硫黄島 (戦没者概数:21,900人 収容遺骨概数10,500柱 未収容遺骨概数:11,400柱)

概況

- 硫黄島の遺骨収集に政府一体となって取り組むため、平成25年3月に「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」を設置し、同会議で基本的方針を決定し、毎年度計画的に遺骨収集を実施。

＜派遣回数の推移(令元年度まで:実績 令2年度:計画)＞

	28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
調査	23	30	24	23	19
収集	4	2	3	4	4

＜収容遺骨数の推移＞ (単位:柱数)

28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
19	17	42	11	46

- 令和2年度は、コロナ禍であることを踏まえ、6月以降、11月末時点で調査は派遣者を厚労省と推進協会事務局職員に絞るなどして12回実施。遺骨収集は、渡島前にPCR検査を行い、3回実施し46柱を収容した。年度末までに調査等を7派遣、遺骨収集を1派遣実施予定。

○ 沖縄 (戦没者数:188,136人 収容遺骨概数187,466柱 未収容遺骨概数:670柱)

概況

- 沖縄の遺骨収集は、発見された遺骨の状況に応じ、国と沖縄県で役割を分担して実施。国は重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。沖縄県は国からの委託を受け、県民等からの情報により地表で発見された遺骨について収容を実施しており、その際、NPO法人などの団体や個人の遺骨収集ボランティアを活用している。また、平成23年に沖縄に「沖縄県遺骨収集情報センター」を設置し、遺骨収集に係る情報を収集する体制を構築し、国と沖縄県で連携を図りながら遺骨収集を進めている。

＜派遣回数の推移(令元年度まで:実績 令2年度:計画)＞

	28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
調査	2	0	1	0	1
収集	1	0	0	1	0

＜過去5年間の収容遺骨数の推移＞ (単位:柱数)

28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
30	7	18	59(暫定)	集計中

- 令和2年度は、沖縄県に委託している遺骨収集については、市町村やボランティア団体等の情報をもとに戦没者遺骨収集情報センターが収集活動を行っているが、柱数については年度末に報告される。

日本人遺族との間で身元特定がされた米国DPAA管理下のご遺骨の送還について

経緯

- キリバス共和国ギルバート諸島タラフ環礁にて收容された米国DPAA(※)管理下のアジア系遺骨については、米国DPAAより、DNA鑑定等のための検体の提供を受け、昨年来、専門機関において、身元特定のためのDNA分析等を実施している。
- 厚生労働省は、戦没者のご遺族に検体の提供を呼びかけ、ご遺族から提供された検体と米国DPAAから提供された検体の照合を行っていたところ、2柱について日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。

※米国DPAA・・・米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(Defense POW/MIA accounting Agency)

日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果を得た2柱のご遺骨については、ハワイのDPAA研究所に保管されていたところ、今般、ハワイへの入国制限が緩和されたことから、11月27日に日本へ持ち帰った。現在、遺族への引渡しについて調整中。

※ 身元が特定されていない遺骨は、引き続きDPAAにおいて保管されている。

派遣日程: 令和2年11月21日

～11月27日

派遣者: 厚労省職員

派遣先: DPAA研究所

送還柱数: 2柱



<ご遺骨を日本へ持ち帰り、厚労省においてご遺骨を安置し、拝礼式を実施>



<ハワイのDPAA研究所でご遺骨を受領>

各地域の取組状況 ①

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,750柱 ・未収容遺骨概数 34,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（62か所）を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和2年度は、年度当初に3地域において埋葬地調査を、3地域において遺骨収集を計画したが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により計画の変更（延期・中止）が生じている。 ・また、令和元年9月に過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア連邦政府とは9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取り扱いや今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、ロシア連邦政府等との協議を進める。 ・保有情報に基づき、可能な限り埋葬地調査を行うとともに、収容可能な埋葬地について順次収容を実施。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 <p>※ ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の埋葬地を除き概了。 ・民間団体等から寄せられた未確認の埋葬地に関する情報（1か所）を保有。（バロンハラ埋葬地） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、保有情報を精査した上で、埋葬地調査を行い、収容可能な埋葬地について収容を実施。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン共和国大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。
--------------------	---	--	---

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 188,100人 ・収容遺骨数 187,470柱 ※令和元年度分は鑑定中のため暫定値であり、今後変動の可能性有り。 <ul style="list-style-type: none"> ・未収容遺骨概数 630柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・米軍基地内での調査・収集は米側との協議が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を強化。
東京都小笠原村硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨数 10,480柱 ・未収容遺骨概数 11,420柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和2年度は現在30柱を収容。 第1回遺骨収集団（7月）11柱 第2回遺骨収集団（9月）19柱 ※今年度はあと2回（11月、1月）遺骨収集団を派遣予定 	令和2年度は左記を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ・滑走路地区の地下壕について、 ①先に確認された未探索の壕（1ヶ所）について閉塞地点の先の開口のための施工設計及び令和元年度に発見された壕（1ヶ所）について掘削方法の検討を行っている。 ②面的なボーリング調査により地下20m程度までの壕の探査を行っている。 ・地中探査レーダにより北飛行場跡地の探査を行っている。 ・滑走路地区周辺の壕について、構造の解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を行っている。 ・滑走路地区周辺以外の地下壕についても、洗い出し、壕の解析等を進めている。 ・平成23～30年度に行った面的調査のフォローアップ調査を行っている。

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 ・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明（再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済）。 当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る予定。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,510柱 ・未収容遺骨概数 4,990柱	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月、推進協会がグアム歴史保存局と覚書締結。 ・令和元年7月、グアム島内の3地区において収容した計13柱の遺骨について、グアム歴史保存局から受領。 ・同年11月、遺骨収集を実施し、テニアン島から5柱の遺骨を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み遺骨収集の促進を図る。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・タラワに関して、米国側が収容したアジア系戦没者と思われる遺骨について、令和元年に一部の検体を米国のD P A Aから受領。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査による遺骨情報の収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・米国から受領した検体について、身元特定のためのDNA鑑定を実施中。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでペリリュー島を中心に遺骨収集を実施。 ・海外資料調査により、アンガウル島集団埋葬地の場所を特定し平成30年度から遺骨収集を実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・また、アンガウル島集団埋葬地の遺骨収集を重点的に取り組む。
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイ(メレヨン)環礁) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック諸島全体で、水曜島(チューク州トル島)で1箇所の埋葬地情報を保有。 ・平成30年7月、職員を現地に派遣し地権者と協議を行ったものの合意には至らず、現在ミクロネシア連邦政府を通じて地権者と調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船において戦没者のものと思われる遺骨を発見したとの情報が接到了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック諸島水曜島(チューク州トル島)の未収容の遺骨について、引き続き相手国政府並びに地権者との協議を行い合意が得られ次第遺骨収集を実施。沈没艦船内の調査を実施予定。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・豪州国立公文書館から取得した確度の高い情報（オロ州エオラクリーク地区）について、3度にわたる現地調査により旧日本軍塹壕跡286箇所を確認し、平成31年2月の遺骨収集では推定1柱、また、令和元年8月の現地調査では推定2柱の、合計3柱の遺骨を収容。（収容した遺骨はパプアニューギニア国立博物館にて保管） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・エオラクリーク地区については、引き続き、旧日本軍塹壕跡の遺骨収集を行う。また、収容済の遺骨に関し、PNG側が希望する日本とPNG双方の人類学者による法医学共同鑑定については、「抜本的な見直し」に沿って調整予定。
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、豪州国立公文書館から取得した確度の高い埋葬地情報（ブーゲンビル島スラターズノール地区、タロキナ地区）は現在取組中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・豪州国立公文書館等が保有する埋葬地情報等の資料を活用し、引き続き遺骨収集を実施する。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨数 19,950柱 ・未収容遺骨概数 10,050柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外資料調査により取得した情報(9件)を保有。 ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 <p>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。 ・しかし、上記の7柱の身元特定のための検体は通関手続上の技術的問題により、また、日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・7柱分の検体を受領するとともに、現地に保管されている遺骨から検体を採取して送還し、所属集団の判定のためのDNA鑑定等を実施する。

各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に162柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	<p>(韓国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 <p>(台湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 <p>※) 戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 ⑨

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア（西イリアンを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集を再開するための協定については令和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた。 ・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 ・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。 ※<u>両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能となる。</u>したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（身元特定及び所属集団判定のDNA鑑定）を行うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度において協定に基づき、派遣の日程や場所を含む年次活動計画等をインドネシア政府へ提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。

各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱 	<p><遺骨収集(現地調査)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書を取り交わし、同協力覚書に基づき、同年10月より事業を開始した。 ※平成30年度：現地調査2回(ルソン島)、令和元年度：現地調査1回(ルソン島) ・これまでの現地調査の結果、形質鑑定により日本人であると思われる遺骨については、検体を採取のうえ日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている。 ・検体以外の遺骨は、協力覚書に付随する手順指針に基づきフィリピン国立博物館(以下、「NM」と記載)に保管している。 ・令和2年度においても、計画的に現地調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催が困難な状況。 ・また、令和元年11月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 <p><NM保管遺骨の確認作業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨は、平成28年12月からフィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施している。 	<p><遺骨収集(現地調査)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月末にフィリピン政府に対し、年次活動計画案を提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、フィリピン政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。 ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨について、引き続き鑑定を実施するとともに、今後同位体比分析による年代測定の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	<p>（中国本土）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 <p>（中国東北部）</p> <p>※ノモンハンを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱 	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（12件）を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。 <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱のご遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。 	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 （米軍基地内） ・ミリ環礁	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、踏査による現地調査が必要があるが、同島（米軍基地）の立ち入り及び調査に係る米軍側の許可取得が必要。 ・在外公館から提供されたウオツゼ島の遺骨情報については、平成30年11月に現地調査を実施し遺骨を現認、平成31年2月に48柱を収容し日本に送還。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。 ・ウオツゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集の促進を図る。
バングラデシュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> ・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、外務省等関係行政機関と連携し、治安情勢を踏まえて遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和2年10月末時点)	現状・課題	今後の予定
アリユーション列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。現在は無人島のため、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要。(米国側からの連絡) ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(アラスカ陸軍工兵隊)と協力覚書の取り交わしが必要であるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により米国側と具体的な調整を行えない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意(いわゆるストックホルム合意)。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「会議」という。）を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。

3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館副館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長

注 ○は座長

所属集団判定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登 ※	山梨大学医学部法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐 ※	大阪医科大学医学教室技術員副主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一 ○※	国立科学博物館副館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法歯学教授

注 ○は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員

身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科大学法医学教室技術員副主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
つつみ ひろふみ 堤 博文	日本大学歯学部法医学講座専任講師
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座講師
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法 医歯科学教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 ○は座長